

川島町農業委員会 5月定例会 会議録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月) 午後1時26分～午後2時37分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 17名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

1番 横田 正雄 2番 小高 春雄(欠席)

3番 宇津木 忠明 5番 染谷 和廣

6番 稲毛 茂作 7番 遠山 いづみ

9番 木村 悟 10番 山崎 清

農地利用最適化推進委員

中山地区 関口 孝美

伊草地区

三保谷地区 鈴木 健 松本 二三男

出丸地区 岡田 茂雄

八ツ保地区 福島 和利 木村 淳一

小見野地区 杉山 進 永瀬 芳和

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

(2) 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一
事務局次長 兼松 勉
事務局員 丸山 敬之
書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長が指名した。 (9番 木村委員、1番 横田委員を指名。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 5月16日に開催された「第6次川島町総合振興計画審議会」に、都市計画審議会会長として利根川会長、農業委員会を代表し横川職務代理が出席した旨を報告。
議長	日程第4「報告」 報告第1号「専決事項報告の件」について、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「専決事項報告の件」について説明を行った。

議長 ただいまの報告事項について、質疑を受け付けます。

染谷委員 地目変更が行われていなかった件について、市街化区域なので報告だけでよいが、申請者が地目の変更をしておらず、再度、地目変更にかかる追認の申出が出された場合、何かペナルティはないのか。

事務局 ペナルティの有無について東松山農林振興センターに確認しましたが、特にペナルティという制度はなく、届出が出された場合には受理せざるを得ないとのことでした。

質疑終結

議長 報告第2号「県許可等の状況」について、事務局から朗読・説明を求めます。

事務局 「県許可等の状況」について説明を行った。

議長 ただいまの報告について、質疑を受け付けます。
(質疑なし、次の日程に移る)

議長 日程第5「議案」
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局 議案第1号 番号1から番号4について説明を行った。

議長 説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

横田委員 番号1から番号4について補足説明を行った。

議長 担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。

横川委員 番号1と番号2について、申請地は道路に接続していない様だが出入りはどうなるのか。

事務局 番号2の申請地の東側に位置する譲受人の自宅の庭から出入りすることができます。

遠山委員 番号2の隣接地である229-3はどなたが耕作しているのか。もう少し詳細な情報がある地図が欲しい。周辺の農地がどうなっているのか、遊休農地になっているのか等の状況も知りたい。

事務局 229-3は、今回の申請地である番号1(229-2)と番号2(229-4)の間に位置する農地で、今回の譲受人が借り受けて耕作しています。今回の申請地周辺は譲受人の他、地元の方が畑として使用されています。

なお、遊休農地については申請地周辺には見当たりませんでした。次回からもう少し詳細な情報も加えて説明をしていきます。

質疑終結

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局 議案第2号 番号1について説明を行った。

議長 説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

染谷委員 番号1について補足説明を行った。

議長 担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。

山崎委員 権利等の欄が空白になっている。賃借権の設定という情報は、資料に記載してほしい。また、ホテルは何階建てになる予定なのか。日陰規制による高さ制限はあるのか。

染谷委員 田植えをしていたのは申請地内の西側のごく一部であり、今年の作付けで終了となる。また申請地の周辺には住宅が数軒あるが、申請地の中心あたりにホテルが建つので、周囲への日照の影響について問題はないと思われる。

申請地は市街化区域になっていてもおかしくない場所である。市街化区域と市街化調整区域の区分けはしばらく見直しされていないと思うが、川島町では見直しは行われたりしているのか。

山崎委員 申請地は、農振農用地から除外した後、都市計画法第34条で規定される11号区域に指定されたと思う。広い敷地の中心にホテルが建つということで、周辺の日照権等の問題はクリアできるということだが、建築基準法にかかる日照権関係はどうか。

事務局 建築基準法での日照権については、業者から時間帯ごとにできる影を示した図面が提出されており、その図面から周辺への影響はないと担当課であるまち整備課が判断しています。

また、最新の情報ではホテルは10階建てになるとのことです。

市街化区域と調整区域については、基本的に見直しはされないものでございます。

山崎委員 本件は都市計画法第29条による開発許可申請が出されていて、日照権の問題もクリアしているということによろしいか。

事務局 そのとおりです。

事務局長 市街化区域と市街化調整区域の線引きの件ですが、一度線引きが

された後は、基本的には全体を見直すということはない制度と認識しております。

今回の申請地は、川島インター開発に伴う周辺開発エリアと市街化区域に隣接した青地の農地です。周辺には工業団地やショッピングモールが開発され住宅地とも接している、いわば取り残されてしまった農地でした。農業振興地域整備計画の変更、いわゆる除外は、通常であれば、国や県にとって農地が減少することになるので、承認されにくいものです。ですが今回は、周辺状況からこの農地を青地として残す必要はないのではないかと、一方で、ホテルの建設地としては適地であるという判断が相まって、農振農用地からの除外が認められたものと考えております。

ホテルの建設計画については、完成予定は2年半後の2027年の秋頃とされていましたが、各種許認可にかかる申請に時間がかかっていることや、資材価格の高騰もあり、少し遅れそうとのことですが、しかしながら、2027年中もしくは2027年度末までには完成するとのスケジュールで進めていると聞いています。

質疑終結

議長 日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

事務局 ① 令和7年度みどりの募金運動の協力について説明。
② 農業委員会の活動記録について説明。

議長 事務局の説明が終わったので、質疑を受け付けます。

遠山委員 農地利用最適化活動に対する交付金について、毎年交付金が入ってきていると思うが、その後川島町ではどのように活かされているのか。

事務局 交付金については、皆さまの活動の報酬として分配しております。

遠山委員 遊休農地対策に充てているというわけではなく、個人の活動に対しての報酬として使われているということか。

事務局 交付金の対象となっているのが、皆さまへの報酬であり、個々の報酬額を積み上げた額を交付金として申請しています。

個々の報酬については、農地パトロールなどを含めた農地利用最適化活動の回数に応じて算出しております。この報酬に充てる財源として交付金をいただいております。

なお、農地利用最適化活動以外の目的に使用する交付金については、交付を受けていない状況です。

遠山委員 農地維持等のために交付金を活用している市町村はあるのか。

事務局 調べて報告いたします。

遠山委員 活動記録の意義はそれだけなのか。

事務局 農地利用最適化活動とは、農地集積の推進、遊休農地の発生防止、新規就農者の育成など、町の農業の課題解決に繋がる活動のことです。その活動内容を確認するものが、活動記録です。

遠山委員 活動記録には各委員が担当区域の様々な問題等を記載しているが、その中で顕著な問題点として指摘されていることについての発表といったことは、これまで聞いたことはない。そのような発表を実施する考えはあるか。

事務局 集計等まで手が回っていないのが現状です。問題を皆さんと共有し、解決策の話し合いができることは理想的です。今後、話し合いの場の実現や実施方法について考えて参ります。

染谷委員

交付金で我々の報酬の一部が賄われるとのことですが、交付金は税金なので、使い道を報告しなければならないと思う。非常勤の特別職員の報酬にしてしまっているのか疑問。交付金に対しての規定はどういうものか。交付金をもらうために記録を書くのは本末転倒である。交付金の規定について詳しく教えてほしい。

事務局

事務局の方でもまだ把握できていない部分がありますので、次回以降で整理したうえでご報告いたします。

木村委員

田植えが始まっているが、耕作放棄地が目立つ時期。多いのが三角地や、陽が入らない場所など、条件が悪い農地。それなりの理由があって耕作放棄地になっているところは遊休農地調査の対象から外せないか。調査票に掲載されている以上は確認しなければならないが、あきらかに耕作ができない農地、「耕作不適格地」という言葉もあるが、そこを調べる意味はあるのか。現在の規定に特段の決まりが無いのであれば、そのように判断してもよいのではないか。

事務局

調査票を見ますと、農地として登録されているところはすべて対象と記載されており、条件が悪いという理由では対象から外すことは難しいです。また、この件についても調べてご報告いたします。

質疑終結

議長

以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。農業委員の方には引き続き採決に入らせていただきます。

(農地利用最適化推進委員 退出)

議長

再開します。なお、全ての案件について質疑を受け付けます。

(質疑なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 番号2について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 番号3について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 番号4について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1から4については、「許可」とすることに決定しました。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1については、「許可相当」とすることに決定しました。

議長 会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和7年5月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋次

9番 木村委員

木村 悟

1番 横田委員

横田 正雄